

関市告示第 312 号

関市インバウンド受入環境整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年8月26日

関市長 山下 清 司

関市インバウンド受入環境整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、外国人観光客の受入環境を整備する事業者に対して関市インバウンド受入環境整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本市への外国人観光客の誘致を促進することを目的とする。

(補助金の交付対象事業等)

第2条 補助金の交付対象事業（以下「補助事業」という。）及び補助金の交付対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内において補助事業を行う者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内で宿泊、物販、飲食、交通その他外国人観光客の観光に関する事業を行う者であって、かつ、市内に事業所を有する者であること。
- (2) 市税、保育料、水道料金、下水道使用料その他市に納付すべき歳入金を滞納していないこと。
- (3) 同一の補助対象経費について国、県その他の団体から補助金等の交付を受けていないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、200,000円を限度とする。

2 補助金の交付回数は、一の補助対象者につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する前に、関市インバウンド受入環境整備事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 事業費明細書（別記様式第3号）
- (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (4) 誓約書兼同意書（別記様式第4号）
- (5) 補助事業を実施する箇所を示した平面図（施設内のトイレを整備する事業を実施する場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定し、関市インバウンド受入環境整備事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第5号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知する。

3 前項の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、関市インバウンド受入環境整備事業補助金交付申請変更等承認申請書（別記様式第6号）に交付決定通知書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、当該申請を承認するかどうかを決定し、関市インバウンド受入環境整備事業補助金交付申請変更等承認（不承認）通知書（別記様式第7号）により交付決定者に通知する。

5 市長は、第2項の規定による補助金の交付決定及び前項の規定による申請内容の変更の承認について条件を付けることができる。

(実績報告)

第6条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して

30日を経過する日又は前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた日が属する年度の末日のいずれか早い日までに関市インバウンド受入環境整備事業実績報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（別記様式第9号）
- (2) 事業費実績明細書（別記様式第10号）
- (3) 補助対象経費の支出を証する書類の写し
- (4) 補助事業が完了したことが分かる成果物、平面図（施設内のトイレを整備する事業を実施した場合に限る。）又は写真
- (5) 第9条に規定する掲示等を行ったことが分かる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第7条 市長は、前条に規定する書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、関市インバウンド受入環境整備事業補助金額確定通知書（別記様式第11号）により交付決定者に通知する。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後に、補助金を交付するものとする。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、関市インバウンド受入環境整備事業補助金請求書（別記様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（整備内容の掲示等）

第9条 交付決定者は、補助事業により実施した整備内容を外国人観光客に見やすいように掲示等を行わなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は期限を定めて既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 交付決定者がこの告示の規定に違反したとき。

(2) 交付決定者が偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。

(3) その他市長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるときは、関市インバウンド受入環境整備事業補助金交付決定取消（返還）通知書（別記様式第13号）により交付決定者に通知する。

（財産の処分の制限）

第11条 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過するまでの間、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、前項の承認を受けた交付決定者が、当該承認に係る財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（委任）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年8月26日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた補助金の交付申請に係る事案については、同日後も、なおその効力を有する。

補助事業	補助対象経費
(1) 施設、商品又はサービスに関する情報を多言語化する事業	案内表示、パンフレット、商品メニュー表、ホームページ等の作製に要する経費（既存のパンフレット等の増刷に係るものを除く。）のうち、印刷製本費、筆耕翻訳料、委託料、工事請負費

	及び備品購入費
(2) 無料公衆無線 LAN の環境を整備する事業	無線 LAN ルーター機器の購入に要する経費 (既存の無線 LAN ルーター機器の更新又は増設に係るものを除く。)のうち、備品購入費
	通信回線の開設及び配線整備に要する経費のうち、工事請負費
(3) キャッシュレス決済の環境を整備する事業	キャッシュレス決済端末の購入に要する経費 (既存のキャッシュレス決済端末の更新又は増設に係るものを除く。)のうち、備品購入費
	通信回線の開設及び配線整備に要する経費のうち、工事請負費
(4) 施設内のトイレを整備する事業	和式トイレの洋式化又は新たな洋式トイレの設置に要する経費のうち、工事請負費及び備品購入費
(5) 外国人旅行者向けの消費税の免税手続の環境を整備する事業	パスポートリーダー又はパスポートスキャナーの購入に要する経費 (パスポートリーダー等の増設又は更新に係るものを除く。)のうち、備品購入費

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

関市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

電 話 番 号

F A X 番 号

関市インバウンド受入環境整備事業補助金交付申請書

関市インバウンド受入環境整備事業補助金の交付を受けたいので、関市インバウンド受入環境整備事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、関係書類を添付して申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 事業計画書（別記様式第 2 号）
- (2) 事業費明細書（別記様式第 3 号）
- (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (4) 誓約書兼同意書（別記様式第 4 号）
- (5) 補助事業を実施する箇所を示した平面図（施設内のトイレを整備する事業を実施する場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第5条関係）

事業計画書

事業 者 名 称	
整備を予定する 施設等の所在地	
補 助 対 象 事 業 ※ 複 数 選 択 可	☐ 多言語対応事業 ☐ 無料公衆無線LAN整備事業 ☐ キャッシュレス決済対応事業 ☐ 施設内トイレ整備事業 ☐ 免税手続環境整備事業
事業 の 目 的	
事業 内 容	
事業 の 効 果	
事業 実 施 期 間 (予定)	

事業費明細書

(単位：円)

補助事業名	整備内容	補助対象経費
計		

(注) 補助事業名は、関市インバウンド受入環境整備事業補助金交付要綱別表に定める補助事業名の欄より、該当する事業を記載してください。

別記様式第4号（第5条関係）

誓約書兼同意書

私は、関市インバウンド受入環境整備事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき補助金の交付申請を行うに当たり、次のことを誓約し、及び同意します。

※誓約し、及び同意する場合は、□欄にチェックしてください。

（誓約・同意事項）

- ☐ 申請内容に虚偽や不正はありません。
- ☐ この補助金の申請にあたって提出する書類等の写しは原本と相違ありません。
- ☐ 補助対象経費について国、県その他の団体が交付する補助金等の交付を受けません。
- ☐ 関市暴力団排除条例（平成24年関市条例第29号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者ではありません。
- ☐ 市の職員がこの申請の内容を審査するに当たり市税、保育料、水道料金、下水道使用料その他の市に納付すべき歳入金の納付状況について調査することに同意します。
- ☐ 上記の誓約事項に反する事実が判明した場合には、補助金を速やかに返還します。

年 月 日

関市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

別記様式第 5 号（第 5 条関係）

関市指令 第 号

住所又は所在地

氏 名 又 は 名 称

及び代表者氏名 様

関市インバウンド受入環境整備事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった関市インバウンド受入環境整備事業補助金の交付につきましては、次のとおり決定しましたので、関市インバウンド受入環境整備事業補助金交付要綱第 5 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

関市長 印

決 定 の 内 容	交付・不交付
補 助 金 の 額	円
不 交 付 の 理 由	
備 考	

注意事項

- （１） 補助事業が完了したときは、別に定める様式により報告してください。
- （２） 交付決定者がこの告示の規定に違反したとき、交付決定者が偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったときその他市長が補助金の交付を適当でないと認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがあります。
- （３） 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）に規定する耐用年数を経過するまでの間、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反し

て使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。また、その承認を受けた交付決定者が、その承認に係る財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあります。

- (4) 補助金の交付を受けて実施した外国人観光客の受入環境の整備内容については、外国人観光客に見やすいように掲示等を行わなければなりません。

年 月 日

関市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

電話番号

FAX番号

関市インバウンド受入環境整備事業補助金交付申請変更等承認申請書

年 月 日付け関市指令 第 号で交付決定を受けた関市インバウンド受入環境整備事業補助金につきまして、申請の内容を変更（補助事業を中止）したので、関市インバウンド受入環境整備事業補助金交付要綱第5条第3項の規定により、交付決定通知書の写しを添付して申請します。

記

1 申請区分 変更 ・ 中止

2 変更の内容

3 変更（中止）の理由

備考 変更の場合は、その内容の分かる書類を添付してください。

関市指令 第 号

様

関市インバウンド受入環境整備事業補助金交付申請変更等承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった関市インバウンド受入環境整備事業補助金の交付に係る申請の内容変更（補助事業の中止）につきましては、申請のとおり変更（中止）することを承認しましたので（承認することができませんので）、関市インバウンド受入環境整備事業補助金交付要綱第5条第4項の規定により通知します。

印

承認の条件・不承認の理由

年 月 日

関市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

電話番号

F A X 番号

関市インバウンド受入環境整備事業実績報告書

年 月 日付け関市指令 第 号で交付決定を受けた関市インバウンド受入環境整備事業補助金に係る補助事業が完了したので、関市インバウンド受入環境整備事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添付して報告します。

記

1 関係書類

- (1) 事業報告書（別記様式第 9 号）
- (2) 事業費実績明細書（別記様式第 10 号）
- (3) 補助対象経費の支出を証する書類の写し
- (4) 補助事業が完了したことが分かる成果物、平面図（施設内のトイレを整備する事業を実施した場合に限る。）又は写真
- (5) 補助事業により実施した整備内容を外国人観光客に見やすいように掲示等を行ったことが分かる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

別記様式第9号（第6条関係）

事業報告書

事業 者 名 称	
整備を実施した 施設等の所在地	
補 助 対 象 事 業 ※ 複 数 選 択 可	☐ 多言語対応事業 ☐ 無料公衆無線LAN整備事業 ☐ キャッシュレス決済対応事業 ☐ 施設内トイレ整備事業 ☐ 免税手続環境整備事業
事 業 内 容	
事 業 の 効 果	
事 業 実 施 期 間	

事業費実績明細書

(単位：円)

補助事業名	整備内容	補助対象経費
計		

(注) 補助事業名は、関市インバウンド受入環境整備事業補助金交付要綱別表に定める補助事業名の欄より、該当する事業を記載してください。

別記様式第 11 号（第 7 条関係）

関市指令 第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名 様

関市インバウンド受入環境整備事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで提出のあった実績報告に基づき、関市インバウンド受入環境整備事業補助金の額を確定しましたので、関市インバウンド受入環境整備事業補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

年 月 日

関市長 印

確定額 金 円

別記様式第12号（第8条関係）

年 月 日

関市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

電話番号

FAX番号

関市インバウンド受入環境整備事業補助金請求書

年 月 日付け関市指令 第 号で交付決定を受けた関市インバウンド受入環境整備事業補助金の交付を受けたいので、関市インバウンド受入環境整備事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金 融 機 関 名	銀 行 金 庫 組 合 農 協			本 店 支 店 出 張 所
預 貯 金 種 別	普通・当座	口 座 番 号 記 号 番 号		
フ リ ガ ナ				
口 座 名 義 人				

別記様式第 13 号（第 10 条関係）

関市指令 第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名 様

関市インバウンド受入環境整備事業補助金交付決定取消（返還）通知書

次のとおり、 年 月 日付け関市指令 第 号に

〔 よる関市インバウンド受入環境整備事業補助金の交付の決定の全部（一部）を取り消した
より交付した関市インバウンド受入環境整備事業補助金の全部（一部）の返還を決定した
ので、関市インバウンド受入環境整備事業補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により通
知します。 〕

年 月 日

関市長 印

取消し・返還の内容			
取消し・返還の理由			
返 還 額	円	返 還 期 限	年 月 日